

『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』

独立行政法人国立文化財機構

東京文化財研究所 無形文化遺産部

目 次

I はじめに	1
II 映像記録作成の基本的な考え方	5
III 映像記録作成の準備と事前調査	11
IV 撮影・編集において心がけること	23
V 記録の保存と活用	35

I はじめに

1. 無形民俗文化財保護における映像記録の大切さ

日本の各地には、多彩な自然環境や、歴史的・社会的な条件の違いに応じて、多様な生活が営まれ、それぞれ独特の生活様式が形成されてきました。わが国では、このように地域や社会集団など一定の人々によって共有され、生活の中で受け継がれてきた生活様式のうち、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などについて、私たちの生活の推移を理解するための大切な遺産であると考え、文化財保護法において、無形の民俗文化財として位置づけ、保護してきました。

しかし世界的な規模で進む近代化の影響は、全国的な生活の均質化をもたらしました。その結果、各地の特色ある民俗事象は急速に失われつつあります。無形の民俗文化財は、一般の人々の日常生活のなかで受け継がれてきたものであり、生活環境の変化とともにその姿も変わっていくことを避けることはできません。つまり、その姿を固定してそのままの形で保存することはきわめて困難です。したがって、これらの無形の民俗文化財の保護は、究極的にはその民俗を伝承している地域の人々の意識に委ねられていると言うことができます。

一方で、無形の民俗文化財は私たちの生活の推移を跡づけるばかりでなく、現在の私たちの生活に貴重な指針を与えてくれるものでもあります。無形の民俗文化財の多様なあり方は、私たちが様々な生活環境にどのように対応してきたかという生活の知恵とわざの蓄積に他なりません。その中には、現代においても応用可能であるものや、新たな価値を見いだされるものも多くあ

ります。こうした無形の民俗文化財の大切さを正しく後世に伝えるとともに、より多くの人々に周知を図ることは、文化財の保護にとって最大の課題でもあります。

無形の民俗文化財を後世に伝える手法として、早くから重視されてきたのが記録の作成です。無形の民俗は、そのものをそのままの形で保存することが困難である以上、記録を作成しそれを保存することが、次善の策として長く文化財としての保護の主要な手段となっていました。その中でも、とくに近年需要が拡大しているのが映像による記録の作成です。

映像は、他の記録メディアと比較して、とくに無形の文化を記録するのに多くの利点をもっています。たとえば、無形の民俗文化財という人の身体によって体現されるものを、時間の流れに沿った動きとして記録するメディアとして、現在手軽に利用できる唯一のものと言えます。芸能や技術のように、身体のわざが重視される対象については、その身体技法を保存し、後の時代に残すことができる限られた手段の一つとして高く評価されるでしょう。また、映像やそれに伴う音声は、きわめて具体性の高い記録となり、同時にそれを一般の人々に比較的容易に再生して鑑賞してもらうことができます。幅広い層の人々に、文化財の姿を、具体性をもって伝える効果という点では、文字による報告書以上のものがあると言えます。さらに、映像記録作成の事業には、必然的に伝承者と企画製作者の協力関係が必要とされます。その中で、伝承者がその民俗事象の大切さや新たな意味を発見し、伝承が再活性化されるきっかけになることも期待できます。このように、無形の民俗文化財の保護手法の一つとして、映像による記録の作成と保存・活用はたいへん有意義な事業であると考えられています。

本書は特に、文化財保護行政の一環として、無形の民俗文化財の保護の最前線で業務に当たる担当者の利用を想定して、映像記録作成に関する基本的な理念と手順などについてまとめたものです。映像記録作成の手法は、近年の技術革新とともにあって大きな変貌を遂げています。そしてより良い記録の作成のためには、技術の進歩以上に、それに携わる者の意欲と高い意識が必要となります。残念ながら、これまで映像記録作成の意義は認められながら、その手法についての検討は遅れており、関係者間での情報や意見の交換の機会も限られていました。本書が多くの関係者の映像記録作成についての意識を高め、より良い事業の実現に役立つことを願っています。

なお本書の内容については、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が平成 15 年度から 19 年度の 5 年度にわたって実施した、「無形の民俗文化財映像記録作成小協議会」での検討結果をもとに編集しています。この間の検討の成果については、別に「第 8 回民俗芸能研究協議会報告書『無形民俗文化財の映像記録作成』」(平成 18 年 3 月 東京文化財研究所芸能部) 等が出版されているので、併せて参考していただければ幸いです。

2. 無形民俗文化財の映像記録作成事業

無形民俗文化財の記録作成については、これまでに文化庁や国立歴史民俗博物館、地方公共団体等によって行われてきた事業があります。

国による映像記録の作成事業としては、昭和 59 年から国立歴史民俗博物館と文化庁が協力して「民俗文化財映像資料制作事業」を実施しており、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている物件の中から、

緊急に記録の作成が必要なものを対象とし、毎年1作品ずつ映像記録を製作しています。

また、各種の助成事業によって、地方公共団体等による映像記録の作成事業も、近年は盛んになっています。たとえば文化庁では、昭和53年度から無形民俗文化財の記録作成事業に対する補助を開始していますが、現在も「民俗文化財伝承・活用等事業」の中で、指定・未指定を問わず、祭りや年中行事などの風俗慣習や、民俗芸能などの録音・映像等の製作に要する経費に対して国庫補助を行い、地方公共団体による記録作成事業を助成しています。

さらに、伝統文化の継承・発展を目的とした「ふるさと文化再興事業」の中でも、都道府県教育委員会が策定した伝統文化の保存・活用計画に基づき、伝統文化の保存団体等が無形民俗文化財の映像記録の作成事業を行っています。

このように無形民俗文化財に関する記録作成は、今日、日本の各地でその取り組みがなされ、それぞれの地域に伝承されてきた無形民俗文化財の新たな映像記録が作られているといえるでしょう。こうした制度を活用して、各地で積極的に映像記録作成の事業を展開することは、民俗の伝承を維持し、活性化する助けとなるはずです。本書がその役割の一端を担うことを願っています。

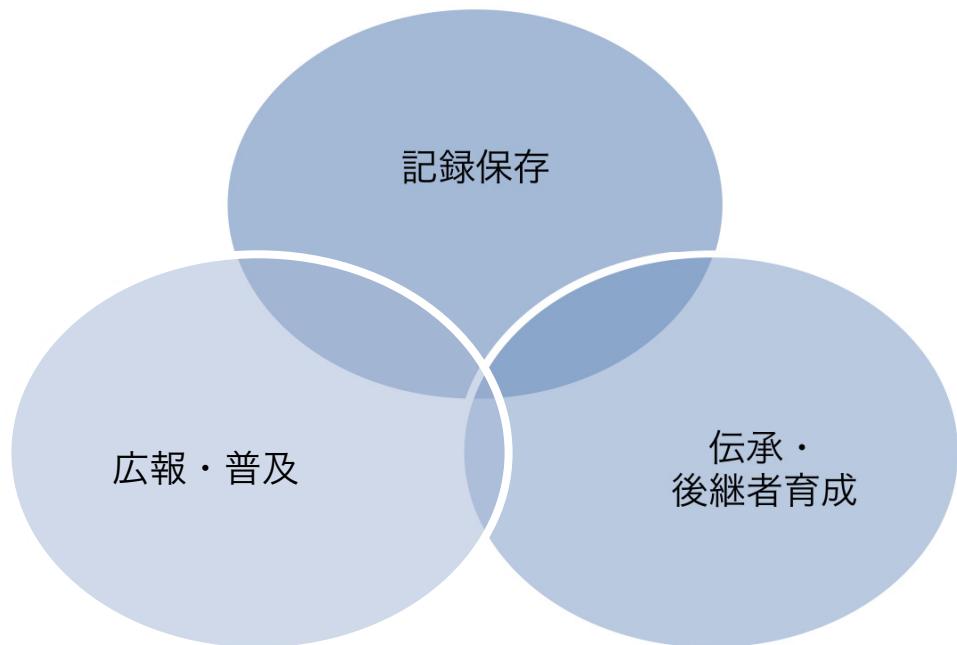
II 映像記録作成の基本的な考え方

1. 目的を明確に

映像記録作成事業を計画する際に最も大切なのは、何のために記録を作成するのかという目的を明確にしておくことです。目的にもとづいてどのような性格の記録を作成するかがおのずと決まり、それによって事業の進め方や、撮影・編集の手法、必要とされる経費などが変わってきます。また、目的が明確でないと、後に作品をどのように活用するのかという見通しも立てられません。目的の明確化は、映像記録作成の大前提と考えてください。

一般的に、無形民俗文化財の映像記録を製作する目的は、以下の3点に集約されると考えられます。

映像記録作成の3つの目的



ただし、実際の事業の遂行に際しては、上記の3つの目的は厳密に分けられるものではありません。それぞれの目的は相互に重なる部分があります。また、それほど頻繁に記録作成事業が行えるわけではありませんから、「何にでも使える」ものを作成したいという希望も理解されるところです。しかし、適切な予算を確保するために、また、限られた時間と予算の中でより良い映像記録を作成するためにも、少なくとも製作の主たる目的はどこにあるのかを意識することが必要です。

2. 映像記録の性格ごとの特徴

それぞれの目的にもとづいた映像記録の性格は、次のように考えられます。

① 記録保存用

対象となる無形民俗文化財の、ある特定の時点での姿をとどめ、後の時代に残すためのものです。無形民俗文化財は、時代とともに常に変化し続けるという性格をもっています。しかし一方で、その独特の様式や行為が、歴史的あるいは地域的特色をもっており、わたしたちの生活の推移を知るうえで貴重なものであります。後の時代にもその姿を知ることができるように、映像としても記録を残すことは大きな意義があります。そのため、この種の記録を作成する場合には、できるだけ広範に、伝承を支える環境や条件などの周辺的な事象まで含めた多角的な記録を心がける必要があります。また、記録としての価値を高めるために、眼前の事象を可能な限り忠実にとらえ、常に客觀性を意識してのぞむことが、他種の記録の場合以上に求められるでしょう。原則として、実際に

それが行われる時間・空間のなかで、実際の時間の進行通りに、行事等の準備も含め、その時点で可能なすべての次第や技術の工程、および周辺事象を収録するという姿勢が求められます。

② 伝承・後継者育成用

とくに地域において、実際に無形民俗文化財が伝承されるために役立つことを考えて作成されるものです。たとえば民俗芸能の踊り方や舞い方、民俗技術における作業などについての映像による記録は、伝承者の方々にとっても役立つものであるはずです。もちろん無形の民俗は、人から人へ、しばしば口伝えで受け継がれてきたのですが、仮にその伝承が途絶えてしまったとしても、この種の映像記録があることで、そのわざを復活させる際の参考としてもらえるものが理想です。そのために、ディテールにまでこだわった身体のわざの具体的な記録が求められます。必要であれば、本来それが行われるのとは別の、より理想的な環境での撮影も考えられます。また、伝承者に協力してもらい、そのわざを行ううえでのコツや心がけていることなど、一般にわざそのものと同時に伝えられるような知識を、映像記録に反映させるような工夫も考えられます。

③ 広報・普及用

その記録を見てもらうことで、多くの人々に対象に対する興味や関心をもってもらい、ひいてはそれを大切にするという態度を養ってもらいたいと考えて作成されるものです。上記2種の記録とは異なり、視聴者に対する効果ということを大きく考慮に入れなければなりません。そのために、作品をコンパクトにまとめ、わかりやすさを重視する工夫が求

められます。ただし、あくまで対象である無形民俗文化財に対する理解を高めるための工夫にとどめるべきでしょう。

3. 映像記録のもつ特性を認識する

映像による記録には、他種の記録手法にないさまざまな利点があります。身体の動きのような視覚的な像を、時間の進行に即した変化（動き）として収め、再現できることはその最も大きな点です。また、画面の範囲内であれば、中心的な被写体だけでなく、その周辺的な背景まで記録できるという点も挙げられます。さらに、「百聞は一見にしかず」という言葉があるように、それを視聴する人々に対して、しばしば言葉以上の説得力をもつということもあるでしょう。

しかし、こうした映像の利点は、その限界と隣り合わせであるということも言われています。製作者の視点のありようによって、同じ対象が相當に異なった姿で記録される可能性もあり、その意味で、映像記録といえども、あくまで現実のある部分を、何らかの意図にもとづいて切り取って見せるものであるという限界から逃れることはできません。

したがってまず、映像記録によって「すべて」を記録しようと考えるのではなく、映像によって、より効果的に記録できるものは何かを考える必要があるでしょう。なかには映像以外の方法によって、より効果的に記録できる部分があるはずです。無理に映像によって記録を完結させるのではなく、文書・音声・静止画像といった他の記録手段を用い、後に他の記録類と有機的に関連づけて活用できるような体制を考えるのが良いでしょう。

また、見方の偏りを避ける意味では、事業の全体にわたってさまざまな立場の人に参加してもらうことが重要です。とりわけ無形民俗文化財の映像記録作成の場合、発注者（地方公共団体の文化財担当部局等）・受注者（映像製作会社等）・伝承者という三者の協力関係のあり方によって、良い映像記録ができるか否かが左右されることになります。三者の円滑な意志の疎通が図られていることが大切です。

4. 製作に入る前に十分な準備をする

上記のことをふまえて映像記録作成の事業を企画するにあたっては、事前の準備がきわめて重要であるということが理解していただけると思います。目的の明確化は、企画の当初の段階から求められるものです。また、準備の具体的な工程は次章で述べますが、幅広い立場からの意見を記録に反映させるためには、伝承者との事前交渉、製作委員会の組織、受注者への製作方針の説明など、事業主体である発注者が積極的に果たすべき役割が多くあります。しばしばこの種の事業では、製作の専門性が高いために、受注者への丸投げという話が聞かれますが、記録内容を充実させるためには、発注者の責任ある主体的なはたらきかけがとくに重要になります。

また近年は、作成された記録の著作権等についての配慮に高い意識が求められます。これについては第V章で詳しく述べますが、著作権や著作隣接権（実演家の権利）に関しては、当事者間の意思の疎通が大切です。発注者としては、受注者や撮影対象となる伝承者に事前に事業の内容についてよく説明し、その意義を理解してもらったうえで、製作に入ることが重要です。

なお映像記録の作成事業にあたっては、行政事業（予算）の単年度主義が大きな制約になっていることが聞かれます。内容が複数年度にわたる場合は当然ですが、単年度での記録が可能なテーマであっても、より正確な記録を作成するためには、撮影を実施しようとする年度以前に、それを前提とした調査事業を行うなどといった工夫を考え、十分に対象を理解する努力することも大切です。

5. 記録完成後の保存・活用体制の整備

映像記録作成の事業は、成果物が完成もしくは納品された時点で完了したものと思われるかもしれません。しかし、事業のもつ本来の意義からは、作成された記録が大いに活用されることが重要です。作成された記録がどのように・どれだけ活用されたかということは、事業の評価にも繋がります。そのためには、作成された記録が目的に応じて積極的に保存・活用される工夫が必要でしょう。これについては第V章で詳しく述べることとします。

III 映像記録作成の準備と事前調査

1. 準備と事前調査の重要性

前章でも述べましたが、映像記録作成の事業にとって、入念な準備と事前調査は、事業そのものの成否を左右する重要な工程です。事業全体にわたつてトラブルなく、スムーズに仕事をするためにも、綿密な計画を立て、それが関係するさまざまな立場の人たちのあいだで共有されている必要があります。

準備の工程では、記録作成の目的に合わせて製作方針を定め、その実現のために関係者を集め意図を説明するというように、発注者側の役割がたいへん大きくなります。また、無形民俗文化財という対象の性格上、とくに祭礼や行事の現場での撮影といった場合には、撮影環境を都合よく設定することができないため、不測の事態に対処しなければならない場面がしばしば生じます。そのような場面に臨機応変に対応するためには、撮影対象をよく理解していることはもちろんのこと、事前に関係者の間で撮影方針についてのコンセンサスがとれており、限られた条件の中で何をどのように撮影するかを判断することが必要になります。

入念な準備と事前調査のためには、相応の費用と時間がかかるということも意識されていなければなりません。たとえば事前調査のための日程、それにかかる人件費や交通費、資料購入や複写の費用なども考慮されるべきでしょう。

なお注意すべきは、ここでいう事前調査とはあくまで映像記録作成のための調査であり、一般的な民俗調査とは異なるものだということです。本来で

あれば、ある無形の民俗文化財について映像記録作成事業を立案する場合、それ以前に現地調査にもとづく文化財調査が行われるべきです。その報告書は映像記録作成にとっても有効な資料となり、事前調査にかかるウェイトは軽減されるでしょう。文化財調査と映像記録作成はそれぞれ別事業として実施することをお勧めします。

ただしすでに文化財調査が行われ報告書が刊行されていたとしても、映像記録作成のための現状確認および撮影方針を決定するための事前調査はやはり必要です。

2. リサーチャーの重要性

上述のように、映像記録作成を前提とした事前調査は、一般的な民俗調査とは異なり、ある程度の映像製作にかかわる知識が必要となります。しかしその実際には、民俗学と映像製作双方の知識を持った人材はたいへん限られています。その場合でも、製作工程の全体にわたって、常に製作・取材スタッフと行動をともにして、その作業を補佐するリサーチャーという役割があることが望ましいと思われます。事前調査の段階では、製作・取材スタッフと意見交換を行いながら必要とされる情報をを集め、かつ民俗学的な知識を映像製作に必要な情報に置き換えて助言を行うことが求められます。無形民俗文化財の映像記録作成に慣れた製作会社であれば、スタッフ自身がそのような素養を持っていますし、場合によっては発注者側の担当者や、地域の博物館学芸員等がその役を担うことも可能かもしれません。そうでない場合は、専属のリサーチャーを用意することが、事業を円滑に進めるのに役立つでしょう。

3. 準備と事前調査の工程

どのような準備が必要かということについては、事業の目的や撮影対象によって異なりますが、以下のような工程が多くの場合で必要とされます。当事者である発注者と受注者はもちろんですが、幅広い立場からの意見を集約し、客観性を担保するという点からは、製作委員会のメンバーもできるだけ多くの工程に関わることが求められます。とくに、仕様書作成前に少なくとも一度は会合を開き、製作方針を固めておくこと、また受注業者選定・構成案検討という工程には必ず立ち合い、発注者と協議してアドバイスを授けることが望ましいと考えられます。

○ 準備と事前調査の工程の例

① 伝承状況の確認と現地伝承者への協力依頼（発注者）

映像記録作成に地元の伝承者の協力が不可欠なのは言うまでもありません。事業の実施が決定してから協力を得られないということがわかつても手遅れです。できるだけ早い段階で、伝承者に事業の説明を行い、了解を得ておくことが必要です。この後もできるだけ現地の伝承者との連絡は密にして、受注者が決まった段階でその代表者とあらためて挨拶に訪ねるなどの配慮も必要でしょう。

場合によって、伝承者以外に撮影場所となる寺社等への協力依頼も必要となります。

② 製作要項立案（発注者）

どのような目的で、どのような記録作成を行うか、製作方針や事業期間等の基本的な情報をまとめ、発注者内部での検討を行い、製作要項案を作成します。

③ 製作委員会の立ち上げ（発注者・製作委員会）

※ 本章第4節参照。

④ 仕様書の作成および公示（発注者）

受注者選定のための条件等を定めた仕様書を作成します。また、仕様書の作成と同時に、受注者を選定するための選定基準を定めておく必要があります。

仕様書は、受注者がそれをもとに企画書を作成し、費用を積算する根拠となる重要なものです。とくに金額が受注者選定の大きな要件となる場合、必要な経費を仕様書の段階で細目として明記しておかなければ、実際の製作段階でその仕事を頼めないということになります。受注者と協力して事業を円滑に進め、製作目的に合った記録の作成を実現するためには、どれだけ綿密な仕様書を作成できるかが大きな鍵を握ります。そのためには、製作委員会に映像製作の経験者を加え、アドバイスを受けることなども勧められます。

仕様書には、少なくとも以下のような事項を条件として呈示しておくのが良いと思われます。

- 事業名、事業主体

- 製作期間（納期）
- 収録の規格 ※ 第 IV 章参照
- 事前調査および撮影の期間（日数）
- 納品形態（規格・体裁・本数等）
- 必要な製作・取材スタッフの構成
- 製作・取材スタッフの同種事業での実績の要求
- 著作権法の尊重

⑤ 製作要項および仕様の説明（発注者・製作委員会）

発注者と製作委員会が定めた事業目的や製作方針、条件等を受注者に説明します。受注者はこの説明から事業目的や製作方針を把握し、企画書を作成する参考とします。

⑥ 企画書作成（受注者）

受注者側は、製作要項説明と仕様書を受けて企画書を作成します。

⑦ 受注者選定（発注者・製作委員会）

受注者の選定には、事業目的や製作方針を正しく理解しているか、同種事業での実績があるか、スタッフや機材の充実度などについても企画書をもとに判断して、審査基準に照らして発注者を選定します。

⑧ 受注者との打ち合わせ（発注者・製作委員会）

製作方針や条件、製作委員会からの希望等を説明します。製作要項案を映像的に実現するための意見交換を行います。可能であれば、伝承者の代表を交えて行うことが望ましいです。同時に開催できない場

合には、製作側の打ち合わせと現地での打ち合わせをわけて行うこと
も考えられます。

この時点ですでに作成されている報告書や、製作委員会が把握して
いる文献資料等があれば受注者に提供します。

⑨ 製作スケジュール作成（受注者）

文献資料等にもとづいて対象を想定し、受注者と発注者が協力して
行う、事前調査から納品までの製作工程全体のスケジュールを作成し
ます。

⑩ 事前調査（発注者・製作委員会・受注者）

※ 本章第5節参照。

⑪ 撮影計画作成（受注者）

事前調査の成果にもとづいて、実際の作品に反映される撮影計画を
作成します。ここでの撮影計画とは、最終的な作品を想定して、どの
ようなシーンをどのように撮影するかをあらかじめ確認するための
計画です。

行事や祭礼を撮影する場合などは、状況に応じた対応をしなければ
ならないために、シノプシスは作成しにくいものです。その場合でも、
大まかな構成案や、撮影すべき重点などをリストアップした撮影項目
表は作成しておく必要があります。広報・普及用の場合は、構成案を
作成したほうが良いでしょう。

⑫ 撮影計画検討（発注者・製作委員会）

受注者が作成した撮影計画を、製作委員会の意見を入れて練り直します。

⑬ スタッフミーティング（受注者）

発注者・製作委員会の承認を得た構成案をもとに、技術系も含めたスタッフに撮影方針を説明し理解を得ます。

⑭ ロケハン

4. 製作委員会の組織

製作委員会（監修委員会、検討委員会等と呼ばれる場合もあります）は、一般的に外部の有識者による事業に対するチェック機能を果たすグループであり、同時に必ずしも対象事例の専門家とは言えない行政担当者や映像製作業者に対して、さまざまな観点から助言を行うグループのことと考えられます。多くの映像製作事業において「監修者」という役割がありますが、すでに述べたように、行政事業としての客觀性をある程度担保する機構として、また学術資料としてだけではない映像記録の多様な性格を考慮して、さまざまな立場からの複数の有識者によるグループとして製作委員会を組織することをおすすめします。

製作委員会の組織のしかたに必ずしもモデルはありませんが、一般的には、無形の民俗文化財一般あるいは対象事例に詳しい学識者が第一に考えられます。しかしそれだけではなく、事業進行の実際的側面に関して配慮するため

の地方公共団体の職員や、映像製作の経験者、地域の代表者などが参加するのは好ましいことです。場合によっては対象となる無形民俗文化財の伝承者の代表が参加し、自分たちの要望を積極的に出してもらうということも考えられます。

製作委員会の役割としては、具体的には以下のようなものが考えられます。

- 製作要項案を検討し、製作方針を固めること。
- 受注者の選定に助言を与えること。
- 受注者の作成した撮影計画を検討し、助言を与えること。
- 事前調査や撮影・編集の現場に立ち合い、その都度意見があれば出し、製作・取材スタッフの相談に乗ること。
- 仮編集試写の段階までに方針に沿った作品が作られているかについて判断すること。
- ナレーションや字幕について、内容や用語が正しいか確認すること。

ただし製作委員会からの指示は直接取材スタッフに出すのではなく、必ずプロデューサーやディレクターを通すなど、指示の中心者の特定に気をつかわなければなりません。またリサーチャーが製作委員会からの要望の調整役を務めることも考えられます。

5. 事前調査の実際

準備段階の工程のなかでも作品の質に直接影響するのが、必要な事前調査が十分に行われているか否かです。前述のとおり、すでに十分な文化財調査が行われていればそれを利用することもできますが、不足がある場合や、作品の性格によっては、新たに調査が必要となる場合もあります。また、記録作成を行う上での現状確認調査は必ず行いましょう。

○ 調査の内容

ここでの事前調査は、資料を精査し過去の記録との異同を確認したうえで、撮影計画を作成するための撮影項目の特定とその理解に重きがおかれます。

次のページに記したのは具体的な調査事項の一例ですが、実際には対象の性格や事業目的・製作方針などによって調査すべき事項はさまざまです。映像記録作成を前提とした調査では、目的や製作方針に合わせて撮影項目を特定するための調査を行うことはもちろんですが、同時に撮影をスムーズに行うための周辺状況の確認や、記録すべきことがらを確実に収録するために必要な撮影技術的な観点からの調査も必要となります。

事前調査の調査事項の例

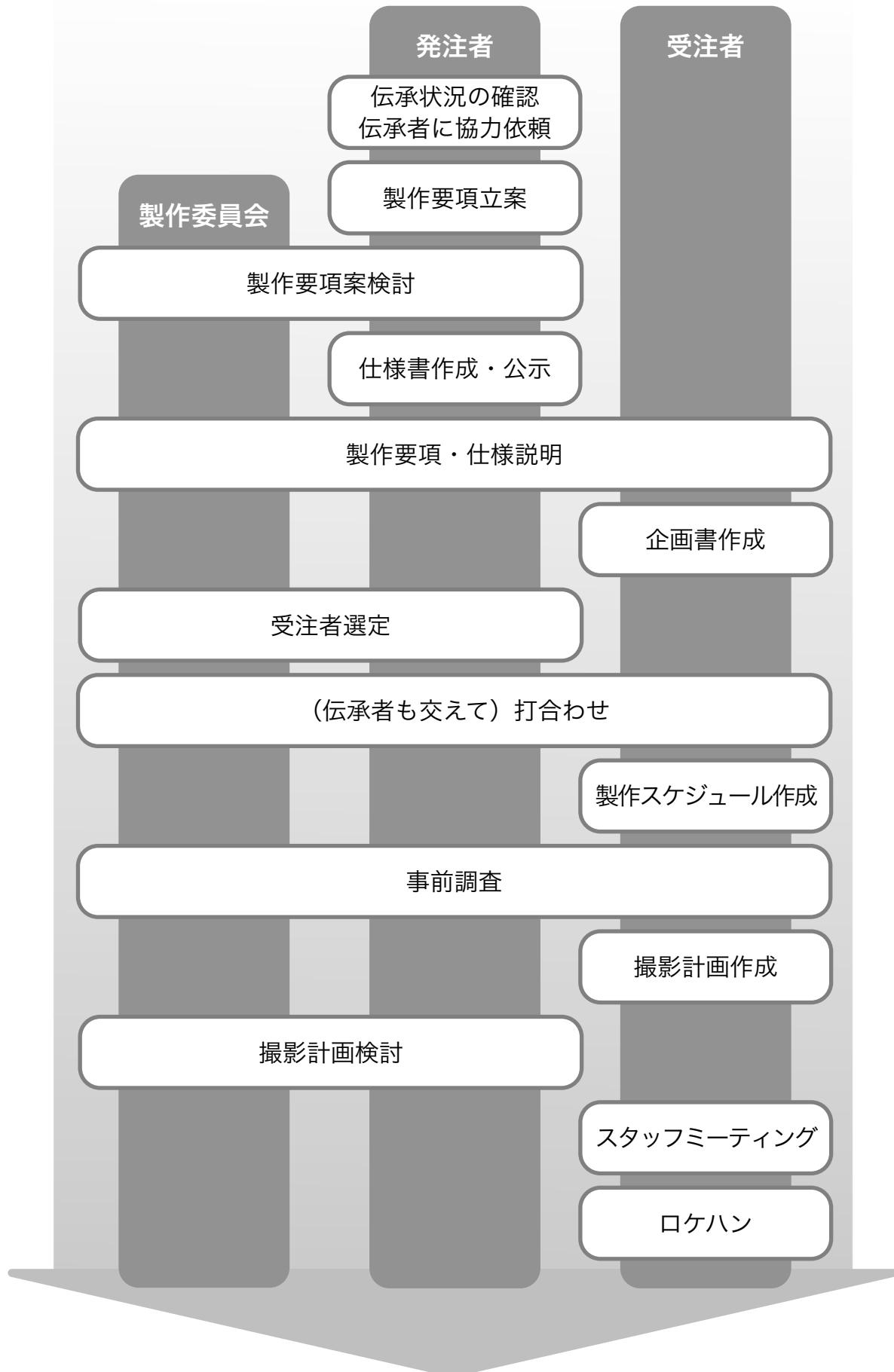
○ 民俗学的視点から

- ✓ 由来、伝承組織、生活とのかかわりなど
- ✓ 近年の伝承状況や変遷
- ✓ 現在の式次第や進行、時間
- ✓ 現在の主要な伝承者の氏名・年齢など
- ✓ 準備や稽古の実態
- ✓ 伝承の分布範囲や、周辺にある類似の民俗事象について
- ✓ 行事・祭礼などの当日の状況（見物人の数等）

○ 撮影技術的視点から

- ✓ 立ち入り禁止の場所や伝承者が撮影を望まない場面・次第の確認
- ✓ 撮影場所とカメラ位置の確保
- ✓ 動き・移動の範囲
- ✓ 音の要素と大きさ・バランス（楽器の音の大きさ、見物人の拍手なども）
- ✓ 明るさ・光源（撮影時に照明を使う場合は伝承者に許可を得る）
- ✓ 電源の確保
- ✓ 動線の確保（見物人が入った場合を想定して）
- ✓ 自分たち以外の撮影の有無
- ✓ 次第・演目ごとの所要時間（テープ交換のタイミングを考慮して）

準備と事前調査の工程の例



IV 撮影・編集において心がけること

1. 映像記録作成における基本的な心構え

撮影や編集という具体的な製作の工程では、発注者側ができるることは限られていると思われるかもしれません。しかし撮影現場は、製作・取材スタッフと伝承者がもっとも直接的に触れあう場でもあります。両者に事業を依頼する立場である発注者は、双方が納得し、スムーズに作業が進められるようコーディネートを行わなければなりません。常に伝承者、製作・取材スタッフ双方とコミュニケーションを密にして、現場での判断の調整を行う必要がります。

撮影に臨むに際してのもっとも大切な心構えとして、以下の二点が挙げられます。

- 十分な事前調査を行って、対象を良く知ること。
- 対象となる民俗や、地元の人々に対して敬意を払うこと。

無形の民俗文化財の多くは、一般の人々が生活の中で受け継いできたものです。映像記録作成は、その人々との共同作業で実現されるものだということを心得ておきましょう。発注者と製作・取材スタッフのすべてがこの意識を徹底し、撮影現場で良い関係を築くように努めなければなりません。

撮影現場では、具体的に以下のようなことにとくに注意したいところです。

○ 撮影現場での心がけ

- ① カメラの設置位置や動線は事前に確認し、関係者の承諾を得ておくこと。
- ② 伝承者の協力を得て、他の撮影者や観客に対して記録作成事業への協力を得ること。
- ③ 祭礼・行事や民俗芸能の場合、公開が制約される場面もあるので、伝承者との信頼関係を大切にし、どこまでをどのように記録し、公開するかを考慮すること。

とくに祭礼や行事の現場での撮影では、次第の進行を妨げないことは当然ですが、観客も含め多くの人が集まるため、撮影環境を都合よく整えることはできません。そのため、事前の準備と関係者への気配りが大切になります。上記はどれも当たり前のことばかりですが、良い映像を収めたいばかりに配慮が足りなくなることもあります。カメラで撮影対象を追いかけるあまり、結界の中に入り込んでしまったり、神前を遮ってしまうようなことが起こらないとは限りません。あらかじめこれらに注意するという意識を関係者間で徹底することで、伝承者との信頼関係を損なわないようにすることが大切です。

2. 撮影・編集の手法

撮影手法や作品の構成は、記録の目的や記録対象の性格に応じてさまざま

に考えられます。しかし一方で、とくに行政事業として記録作成を行う場合には、ある程度の客觀性・公共性が担保され、事業の意義に則した成果が得られなければなりません。とりわけ記録作成という事業の性格を考えれば、劇映画はもちろん、いわゆるドキュメンタリー的な手法とも異なる、記録性を第一に考えた撮影・編集を行う必要があり、それにふさわしい撮影手法や構成を考える必要があります。以下にいくつか撮影・編集の手法において心がけるべきことを挙げてみます。これらは必ずしも、製作者の創意工夫による撮影・編集手法を制約するものではありませんが、民俗文化財の映像記録作成に経験を有する関係者のあいだで協議した結果、映像記録の原則として了解されていることをまとめたものです。

○ 撮影の手法

- ① 主たる撮影対象を定め、できるだけその全体が画面内に収まるようにする。
- ② 一連の行為・所作は、常に分節を意識して、最初から最後まで一連の流れとして記録する。
- ③ 必要に応じて複数のカメラで記録することは有効である。
- ④ 照明を使う場合は、伝承者と十分協議する。使用する際も、できるだけ現場の雰囲気を損なわないように配慮する。
- ⑤ 映像に則した適切な音声を確実に収録できるように工夫をする。

○ 編集の手法

- ① 細かなカットの連続や極端なアングルの変化は、行事や芸能の全体的な理解を損なう恐れがあるので、常に安定した映像構成を心がける。
- ② 現場の音や人の声は、それ自体が貴重な記録であるので、映像と合わせて活かすようにする。BGM や効果音の使用には、十分な配慮が必要である。
- ③ 理解を助けるためにナレーション、字幕、タイトル、イラスト等を使用する際には、十分な配慮が必要である。

3. 製作・取材スタッフと撮影・編集機材

撮影・編集という工程を考えるにあたっては、現場で具体的な製作にあたるスタッフと使用する機材の問題を避けては通れません。たとえば予算の獲得や仕様書の作成のためには、たとえ発注側の担当者といえども、ある程度その知識が必要とされます。ここではごく基本的な諸点をまとめておきます。

○ スタッフ

スタッフには、製作目的に添って実際の作品を具体化するための製作スタッフ（演出系スタッフ）と、その指示によって撮影機材を用いて収録を行う取材スタッフ（技術スタッフ）があります。一般的な無形の民俗文化財の映像記録作成においては、それぞれ次のような役割が考えられます。

① 製作スタッフ

- ・プロデューサー（製作）
- ・プロダクションマネージャー（製作進行）
- ・ディレクター（監督）
- ・アシスタントディレクター（助監督）
- ・リサーチャー（調査員）

② 取材スタッフ

- ・カメラマン
- ・カメラアシスタント
- ・オーディオマン（音声）
- ・ライトマン（照明）
- ・ビデオエンジニア（VE）

取材スタッフについては、上述の役割がカメラ一台につき一つのチームとして行動するので、複数のカメラを使う場合はその数に応じてスタッフは増えることになります。

また編集の工程では以下のようなスタッフが考えられます。

③ 編集スタッフ

- ・エディター、編集オペレーター
- ・音声技術者

※ 広報・普及編の場合には、音効技術者やナレーターなども考えられます。

現実には、予算の都合などによつていくつかの役割を兼任している場合も多く見られます。ただしそのことが、充実した記録作成を行ううえでの妨げになる場合もあります。今後の映像記録作成の発展のためにも、考慮すべき課題といえます。

○ 撮影・編集機材

機材についてもっとも悩まされる問題は、数多くあるビデオのフォーマットのうち、何を採用するかということになろうかと思います。この分野の技術革新はめざましく、現時点でのトップフォーマットも 10 年もせずに次世代フォーマットに移行してしまうという状況があります。製作目的に合わせて、また再生に使用される機材を想定して使用するフォーマットを選択することはもちろんですが、同時に将来を見据えておかないと、せっかくの記録が数年で再生不可能となり、費用をかけて媒体転換を迫られるという状況も生じてしまいます。

現在、無形の民俗文化財の記録作成の主流はデジタル方式の SD (標準精細) ビデオによるもので、カメラの普及度、長時間録画への対応、費用等の面から、業務用の DVCAM もしくは DVCPRO が用いられることが多いようです。しかし、すでに地上波デジタル放送が開始され、2011 年にはアナログ地上波放送が廃止される予定で、再生環境のハイビジョン (HD : 高精細) 化が急速に進んでいます。SD と HD では精細度はもちろん、画面が従来の 4:3 から 16:9 のいわゆるワイド画面に統一されるという大きな変化があります。現状

ではハイビジョン（HD）での製作はやや費用がかかるため、あまり採用例は多くありませんが、将来的な活用を考えると、HD での製作には大きな意義があると考えられます。ハイビジョンでの製作には、HDCAM や DVCPRO HD、HDV などのフォーマットが主に用いられます。

撮影に使用するカメラについても、採用するビデオのフォーマットに合わせた放送業務用のものが必要とされます。近年の民生用カメラの機能の充実にはめざましいものがありますが、長期保存を見越した媒体の耐久性や映像の質、これまでの利用実績に基づく信頼性などを考慮に入れると、民生用機材は機動性や扱いやすさを活かしたサブでの使用にとどめるのが無難だと考えられます。

音声に関しては、現在はビデオでの同時録音が一般的ですが、民俗芸能などで音楽・音声がとくに重要な対象の場合は、音声のみの別録りという方法も考えられます。

編集の機材に関しても、近年大きく変化しています。従来のスタジオでの編集機を用いた編集とともに、デジタルデータをパーソナルコンピュータに取り込んで行うノンリニア編集が普及してきています。費用的な面の恩恵も大きく、テープとは別に映像素材をデジタルデータとして保存できるため、二次利用がしやすいという利点もあります。ただし、ノンリニア編集によつて製作する場合、従来のスタジオ編集とは工程が異なる部分があります。これについては次節で述べます。また、二次利用にあたっては権利関係の諸問題に配慮しなければなりません。これについては第 V 章で述べます。

なお、16mm、35mm などのフィルムでの製作の場合は、撮影だけでなく

編集や作品の視聴版の製作など、あらゆる工程でビデオの場合とは異なる手続きが必要となり、それに応じた費用や製作期間も考慮されなければなりません。

4. 編集から納品までの工程

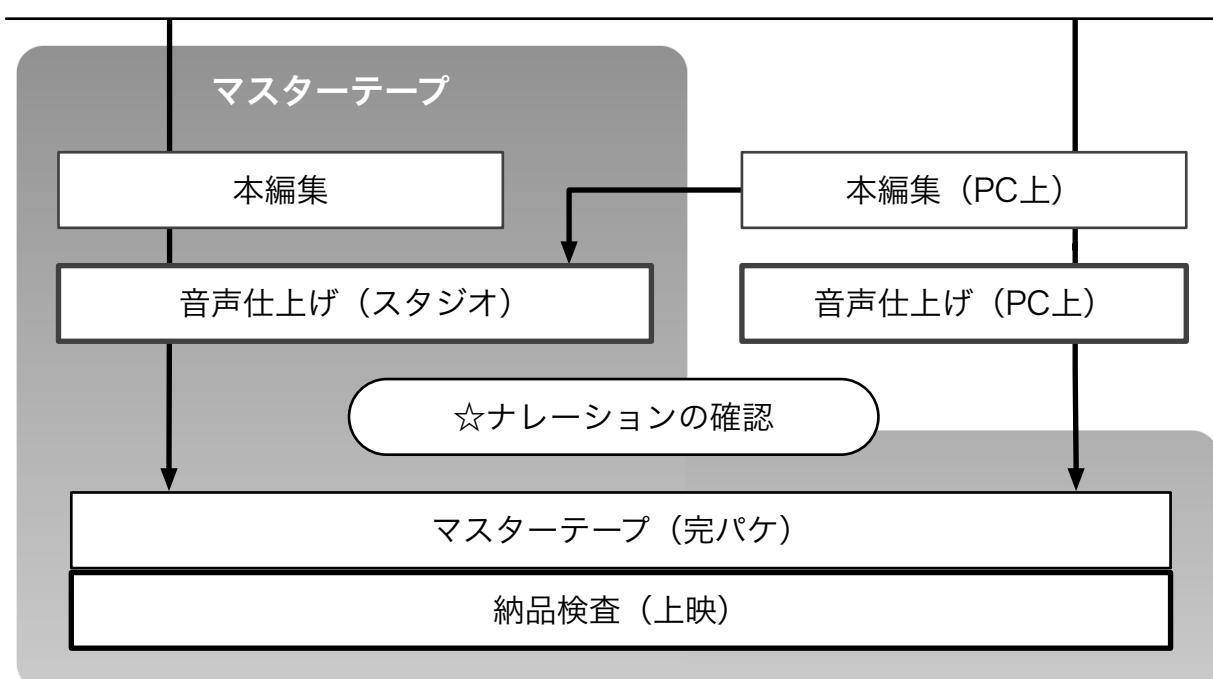
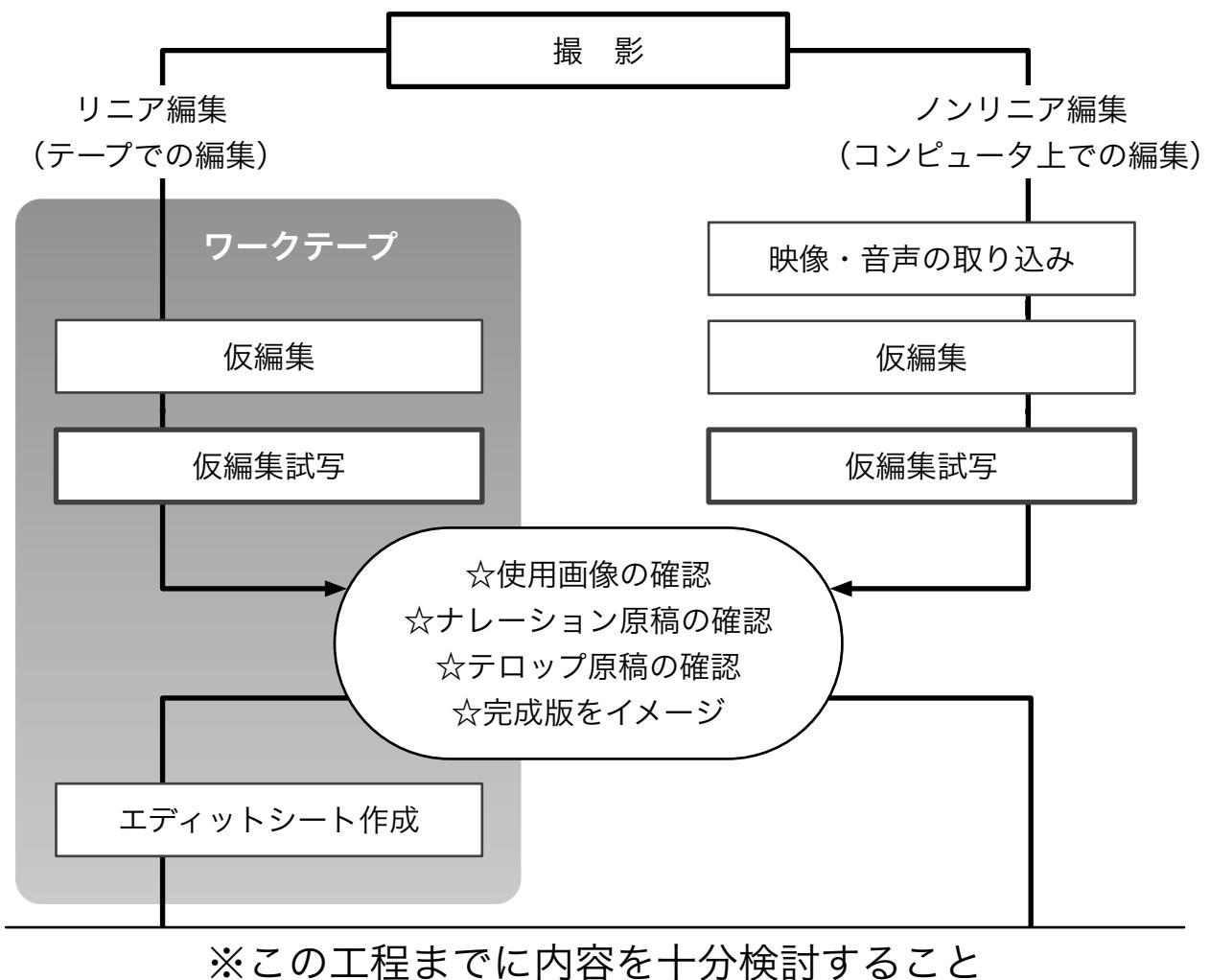
撮影した素材を作品として構成するための編集作業は、とりわけ専門性が要求されるため、発注者や製作委員会が直接関われる工程は多くありません。だからこそ、適切なタイミングで、適切な意見を不足なく反映させられなければなりません。その具体的な工程の例を、32 ページの図に示しています。

ここで気をつけたいのは、いったんマスターapeに仕上げてから作品に変更を加えると、費用と時間の両面で大きな負担がかかるということです。したがって、工程図にある「仮編集試写」の段階で、発注者・製作委員会が内容を十分に検討し、変更・修正を求める場合は指摘することが必要になります。また「仮編集試写」は、現地の伝承者による確認のための試写の意味も含みます。完成後に不満が残らないよう、本編集前に現地試写会を行うことを原則と考えてください。

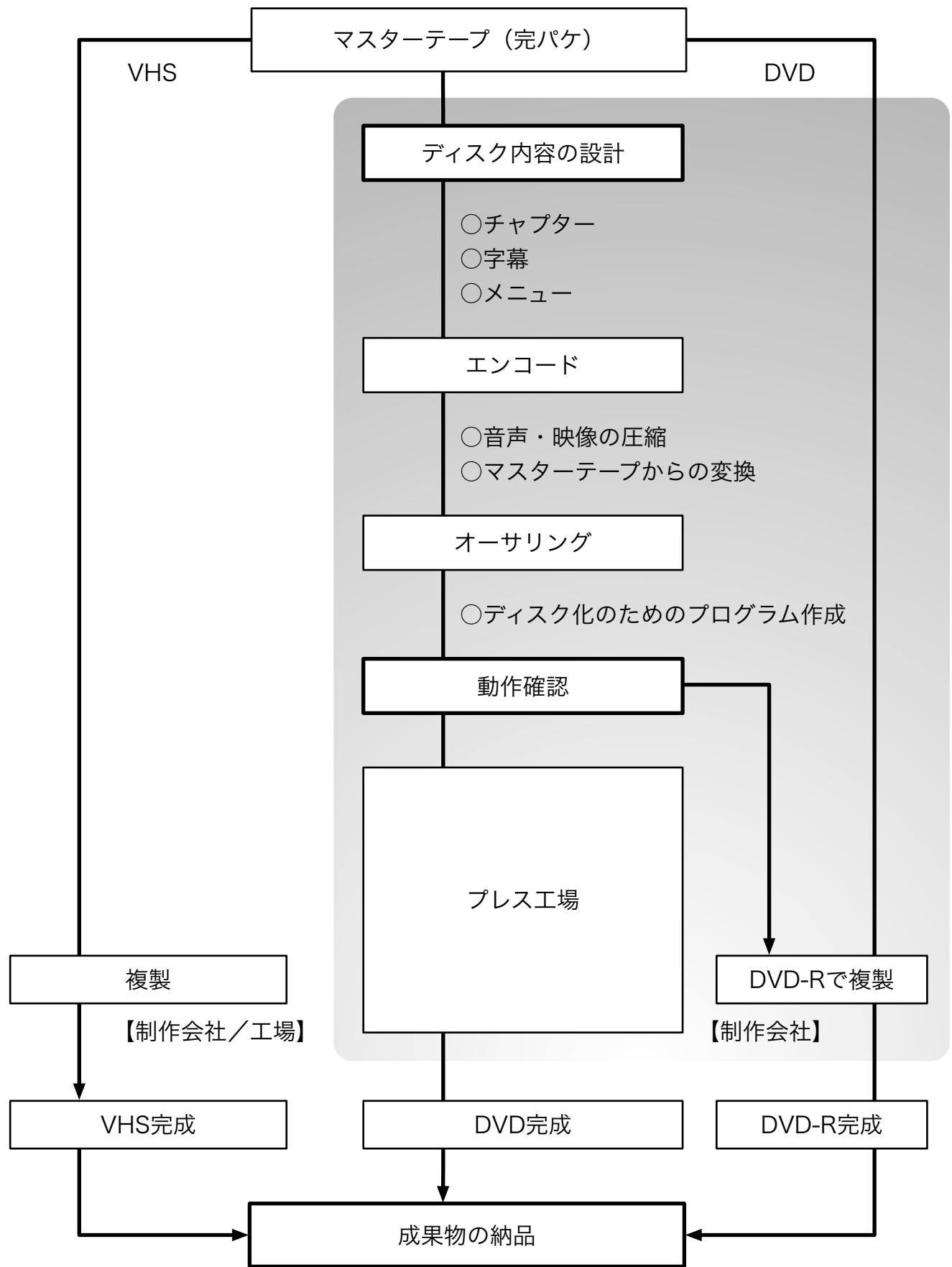
また近年は、DVD による作品（視聴版）の納入も増えています。DVD の製作工程の例を 33 ページの図に示していますが、チャプターの設定やメニューの作成、ディスクの動作確認等、VHS をはじめとするテープメディアでの納品とは異なる工程が必要となります。これは今後の次世代ディスクメディアにおいても同様で、相応の費用と時間の配慮が必要とされます。

なお、DVD-R を用いた複製での視聴版の納品は、コストの面では有利ですが、記録の保存性（メディアの耐用年数）という点で大きな不安がともないます。コストに余裕があれば、記録を長く有効に活用してもらうために、視聴版といえども、データの安定度の高い、プレスした DVD を作成することが勧められます。

そもそも DVD は再生の利便性が高く、視聴版には適していますが、データを非可逆的に圧縮するため、理想的な記録の保存形態とは言えません。将来的な記録の二次利用のことを考えても、作品のマスターは、視聴版とは別にマスター・テープとして納品してもらい、適切に保存・管理されることが望ましいと考えられます。



編集の工程の例



完成から納品までの工程の例

V 記録の保存と活用

1. 保存・活用の意識を高める

映像記録作成事業を、記録を作成したことで完結するものと考えてはなりません。記録作成の意義は、適切な保存と有効な活用がなされてはじめて認められるものです。近年は、映像記録についても評価のシステムが必要であると言われるようになっていますが、そのとき、活用実績は評価のための重要な指標となるはずです。

記録の保存・活用の基本は「製作目的にあった保存・活用」です。第Ⅱ章でも述べたように、記録作成事業の企画段階において最も大切なことは、何のための記録かという目的を明確にしておくことです。記録がどのように活用されるのかは、目的に添ってあらかじめ想定されているはずです。第Ⅱ章に挙げた三つの目的によって活用例を考えれば、次のようなものが思い当たります。

○ 記録保存用

研究者・伝承者・愛好家への貸出、市町村史の映像編、文化財調査報告書の映像資料編、博物館・図書館等に収蔵される学術資料など。

○ 伝承・後継者育成用

伝承者への提供（稽古での利用）、伝承施設での利用、総合学習の時間における体験学習の教材、民舞グループ・サークルへの貸出、将来的には伝承復活の資料など。

○ 広報・普及用

文化財紹介・地域振興 PR 等の広報ビデオ、生涯学習・総合学習の教材、博物館・資料館での映像展示資料、インターネット上での公開など。

これらは現時点での典型的な活用例を挙げたものですが、他にも地域での上映会や巡回上映会の企画を行っている例などもあります。今後も地域の特徴を活かしたユニークな活用例が出てくることを期待します。

ただし、製作目的は必ずしも活用方法を限定するものではありません。たとえば民俗芸能の伝承用に作成された記録は、とくに芸態に着目した学術研究にとっても貴重な資料となるでしょう。目的の明確化は大切ですが、常に多面的な活用を視野に入れて保存・管理体制を整える必要があります。

2. 保存・管理・活用のために必要なこと

記録の保存・活用には、二つの原則があると考えられます。一つは、記録そのもののできるだけ良い状態での保存です。もう一つは幅広い活用のために、記録がより多くの人にとって、より手軽に利用できるようなシステムを作ることです。この二つを両立させることは確かに難しいですが、両者を実現するために共通して求められることも多いはずです。そもそも「記録の保存」とは、単純にモノとしての保存ということではありません。後の時代に利用されることによって、はじめて記録の価値は認められるのです。以下にそのために必要と考えられることを挙げてみます。

○ 作品についての情報のデータ化及び情報管理

作品についての基礎情報を台帳等にまとめ、保管しておくことが必要です。後述するアーカイブ化のための基礎作業ともなります。情報は製作から時間が経つほど確認は困難になります。記録の完成と同時に、必要情報をデータ化するように心がけましょう。少なくとも、以下のような情報は正しく把握しておくことが望ましいと思われます。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ① 作品名 | ⑦ 撮影期間 |
| ② 記録対象 | ⑧ 発注者（事業主体・発行元） |
| （記録された文化財の名称等） | ⑨ 受注者（製作担当業者） |
| ③ 記録の種別と媒体 | ⑩ 出演団体（保存会名等） |
| ④ 収録時間 | ⑪ 所蔵先（名称・連絡先） |
| ⑤ 内容 | ⑫ 利用形態
（利用条件、問い合わせ先） |
| ⑥ 製作完了年月 | |

○ 視聴しやすいフォーマットの用意

一般に最も再生環境が整っている映像フォーマットで視聴版を作成しておく必要があります。視聴版は作品完成時に製作するだけでなく、時々の主要フォーマットに合わせて媒体転換することも求められます。

○ 適切な機関への収蔵

視聴版を作成しても、記録作品のマスターはできるだけ良い状態で保存しておくことが必要です。湿度が低く、温度変化の少ない、埃などが溜まらない場所が保存場所に適しています。地域に博物館がある場合には、その収蔵庫などはこの条件にふさわしいと言えるでしょう。また、テープメディアの場合は定期的に巻き直し、風通しを行うことで、カビなどの発生を予防することができます。

一方で視聴版は、多くの人が簡便に利用できるところに収蔵することが望ましいです。収蔵場所の具体例は次節で述べます。

○ 収蔵場所・利用条件等の把握と引き継ぎ

記録の所在がいつでも明確であるように、また利用のリクエストに迅速に応えられるように、収蔵場所や利用条件は正しく把握するだけでなく、担当者が変わっても引き継ぎを怠らないことが重要です。必要情報が記載された映像記録台帳を文化財台帳と合わせて管理するなどの工夫が必要です。

さらに活用の幅を広げるという点では、以下のことも重要です。

○ 関係者・関係機関への周知

文化財の記録は、文化財そのものと同様に、地域の人々にとって共通の

財産です。地元の広報誌や役場・教育委員会等を窓口として、地域住民への周知を忘れてはなりません。また行政関係機関だけではなく、学会、博物館、研究機関等への周知も望ましいことです。

さらに文化財としての民俗を記録することは、その記録が広く一般の人々に対して開かれたものでなければならぬことを意味します。民俗文化財の価値は、私たち全てにとって、生活の推移を理解するために必要なものとして認められていることを忘れてはなりません。そのためには、できるだけ多くの人に記録を利用してもらうことを考えて周知を行う必要があります。

○ 柔軟な相互利用への対応

近隣の自治体間や、教育・研究機関等との連絡によって、利用の幅を広げましょう。同類の民俗の伝承を持つ地域間で相互共有することなどで、文化財に対する理解を深めることができます。

3. アーカイブの必要性

映像記録の保存と活用に関して最重要の課題は、映像記録のアーカイブの整備です。現状では無形の民俗文化財の映像記録の全国的なアーカイブは存在していません。その需要と必要性は疑いなもの、すでに多くの事業が実施され、過去の記録の蓄積も相当あるなかで、新たにアーカイブを立ち上げるのは膨大なコストと労力がともないます。実際に作成された記録を一ヶ

所に収蔵して保存・管理するのは、収蔵場所の確保という点からも困難です。そこで現在は、分散型アーカイブの実現が見込まれています。作品そのものは各自治体をはじめとする事業主体や関連機関が責任をもって管理し、作品の情報や収蔵場所、利用条件等をデータベース化して共有し、利用のリクエストに応えられるような体制を整えるという方法です。そのためには、すでに製作された作品の情報収集についてはもちろん、今後製作される作品の情報のアップデートに関しても、多くの関連機関や個人の協力が不可欠になります。映像記録作成の事業主体となる自治体や機関は、自分たちで製作した記録についての情報を整理して、情報の提供に積極的に協力してほしいものです。

なお、映像記録の当面の有効活用を考えると、最もふさわしいのは地域の博物館および図書館への収蔵です。博物館への収蔵は、保存に適しており、博物館独自の取り組みによる多面的かつ専門的な活用が期待できます。しかし現状では、博物館の収蔵品のデータベース公開は十分ではなく、収蔵していること自体が知られにくいという問題があります。一方図書館は、博物館と比較して利用の便が良いことが特徴です。都道府県立レベルの図書館では、ほとんどが視聴覚施設を持っているでしょう。所蔵資料のデータベース公開も進んでおり、遠方からでも検索・視聴申し込みが可能なところも多いと思われます。現状では、保存のためには地域の博物館や資料館に、活用のためには図書館にというのが最も有効な収蔵先となるでしょう。また近年は、地方公共団体の視聴覚センターの整備も進んでいます。

民俗文化財の記録は、それが伝承される地域はもちろんのこと、広く私たち一般の共通の財産であることは前に述べた通りです。作成された記録の視

聴版は、全国の都道府県の図書館や視聴覚センターに収蔵されることが望ましいと考えられます。

現存する全国規模のデータベースへの登録という点で最も効果的なのは、国立国会図書館だと考えられます。国立国会図書館には音楽・映像資料室があり、映像資料の受け入れも行っています。検索システムはオンライン公開されており、随時登録が行われています。

○ 国立国会図書館 音楽・映像資料室

<http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/music/index.html>

(国立国会図書館への作品の寄贈は、国内資料係へ)

4. 著作権・著作隣接権への配慮

記録の活用を考えるにあたって配慮しなければならないことに、著作権の問題が挙げられます。インターネットをはじめとする新たなメディアの普及とともに、これらの権利をめぐる状況は複雑になっています。またビデオによる製作の普及、さらにそのデジタル化により、複製や二次的著作物の創作などが容易となり、これまで以上に高い意識が求められるようになってきています。

○ 財産権的著作権

映像記録の活用に際して問題となる、複製・上映・譲渡・貸与・頒布などに関する権利は、財産権的な著作権といい、契約によって権利の譲渡が可能

なものです。誰が、どのような条件で利用できるのかは、著作権の帰属に関する当事者間の契約の内容によって異なります。映像記録の場合には、本来的に著作権が帰属するのは実際に記録を製作した受注者側ですが、製作目的に合った活用を実現するためには、ある程度発注者側で利用に関する権利を行使する必要があります。そのために発注者と受注者のあいだで契約を取り交わすことになります。

したがって大切なことは、発注者と受注者が十分な協議のもとで、双方が納得できるかたちで契約をすること、そしてそれを契約書という後に確認できるかたちで残しておくということです。発注者・受注者双方が協力して、記録の意義を認識し、できるだけ多くの人が利用可能となる状況をつくるよう努める必要があります。

○ 人格権的著作権

財産権的な著作権の譲渡を受けた場合でも、公表権・氏名表示権・同一性保持権といった著作者人格権は、実際にそれを製作した者に帰属します。著作者の許諾無しに作品の内容に変更を加えたり、著作者名を変更したりはできないことに注意しましょう。なお、二次的著作物の創作に関する注意は本章第5節を参照してください。

○ 著作隣接権（実演家の権利）

著作権に関連して、無形の民俗文化財としての民俗芸能等の実演者にも、

著作隣接権としての実演家の権利があると考えられることも忘れてはなりません。伝承者の了解を十分に得ないで記録を作成することは、実演家の権利である録音・録画権に触れることになる場合があります。これも記録作成の目的と活用方法をよく説明し、事前に了解してもらうことが必要です。

これまで述べてきたことから、著作権の問題は、その根底に発注者（自治体等）・受注者（映像製作業者）・撮影対象（伝承者）の三者間の意思の疎通と信頼関係があるということが理解されると思います。著作権についてのより深い理解のためには、以下のウェブサイトなどを参考することをお勧めします。

○文化庁の著作権ウェブサイト

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

「著作権テキスト（PDF版）」等があります。

○社団法人著作権情報センター

<http://www.cric.or.jp/>

「こんなときあなたは？ 著作権 Q&A（市町村のしごとと著作権）」

等があります。個別事例についての相談にも応じてもらえます。

5. 将来に開かれた管理のために

無形の民俗文化財は時代とともに変化するもので、映像記録としても、二度と同じものを作成することはできません。対象が絶えず変化するものであるからこそ、その記録はいっそうの価値を有するのです。したがって、一度

作成した記録は、後の時代にも多くの人々に、様々なかたちで利用されることが想定して管理されることが求められます。

○ 二次利用と二次的著作物の創作

映像記録は、特定の目的に添って企画され、製作されるものです。しかし将来それが別の目的や用途で利用されることも考えられますし、記録に新たな価値を見いだして、別のかたちで利用したいと考える人がでてくるかもしれません。こうした本来の用途以外での利用を二次利用といいますが、記録がデジタル化され、情報発信の形態が多様化したこと、二次利用の可能性は格段に広がっています。また現在のマスメディアのコンテンツ競争のなか、文化財記録映像についても、放送や配信の需要が高まる可能性もあります。

財産権的著作権は契約の内容によって利用の範囲や程度が異なることを述べましたが、二次利用にあたってもこの点に注意する必要があります。たとえば現状では、上映と放送はそれぞれに権利があり、契約内容によっては「上映はできるが放送はできない」という可能性もあります。この場合、放送の必要があれば、あらためて著作者と話し合い契約を結ぶ必要があるのです。とくにインターネットのような自動公衆送信について著作権法が規定したのは1986年のことで、それ以前に作成した記録をネット配信する場合などは、あらためて著作者との契約を確認する必要があります。また、放送された場合は、作品自体の著作権とは別に、放送した者に著作隣接権が生じます。自分たちが管理する記録についてどのような権利を認められているのか、常に正しく把握している必要があります。

なお、もとの作品を加工・再編集する場合は二次利用とは言わず、二次的著作物の創作となります。その場合は、たとえ財産権的著作権の譲渡を受けている場合でも、原作者である著作者の許諾が必要となることに注意しなければなりません。

○ 未編集素材の管理

さらに将来的な利用を考えた場合、作品には使用されなかつたシーンを含む未編集素材の管理について考えなければなりません。学術的な観点からは、未編集素材といえども、ある時点での民俗事象の姿を捉えた貴重な資料であり、できるだけ後の利用に開かれたかたちで管理されるのが望ましいことは言うまでもありません。一方で製作者の立場からは、全ての未編集素材を無条件で提供するのは快いことではないはずです。さらに、未編集素材のすべてを記録対象である伝承者が確認しているとは考えにくく、未編集素材から二次的著作物を創作する場合は、あらためて伝承者に内容についての確認をとる必要も生じるでしょう。これらのこと考慮して、未編集素材の管理の方法は、発注者と受注者の協議にもとづいて決める必要があります。

未編集素材の記録としての価値はきわめて高く、将来にわたってこれを有效地に活用できる状態で保管することは重要です。ただし、現実に未編集素材の適正な保存を考えた場合、ある程度専門的なノウハウのある部門の力を借りる必要があるでしょう。またその活用に際しては、内容を知る製作者の関与が不可欠であるはずです。発注者側では、前述のような諸権利に配慮したうえで、将来の活用に備え、保管場所や利用条件を正しく把握しておくこと

が必要です。

このように、記録の将来にわたる有効な活用を考えた場合、記録そのものの保管と同時に、記録やその権利についての情報の管理が重要になります。無形の民俗文化財の記録は、地域の人々にとってはもちろんのこと、多くの人々によって世代を超えて共有される財産であるということを認識し、その保存と活用を図ることが、文化財の保護に携わるもののが務めであります。

謝辞

本書は、平成 15 年 8 月から平成 20 年 3 月にかけて実施した、東京文化財研究所無形文化遺産部主催の「無形の民俗文化財映像記録作成小協議会」の協議成果にもとづいています。この小協議会は、平成 14 年度に東京文化財研究所の芸能部（現無形文化遺産部）が開催した、第 5 回民俗芸能研究協議会「民俗芸能の映像記録作成」での成果と課題をふまえて、文化財行政関係者、映像製作関係者、研究者の有志らが集まり、より良い無形民俗文化財の映像記録作成事業の実現のための基礎的な理解を得ることを目的として実施されたものです。協議会への参加者をはじめとする、関係したすべての方々に感謝いたします。

無形の民俗文化財映像記録作成小協議会参加者

阿部武司	石井一躬	石垣悟	岩城晴貞	内田順子
大島暁雄	大日野佳代子	大森美樹	香川義美	片田博史
菊池健策	北林昇	栗田香穂	孝寿聰	齊藤正純
桜庭美保	澤幡正範	田辺義和	中藪規正	樋口和宏
俵木悟	細見吉夫	前田俊一郎	真部正明	宮田繁幸
茂木栄	山内登貴夫			

編集補助

中司由起子 仁尾洋子 深澤あかね

無形の民俗文化財映像記録作成の手引き

平成20年3月31日

編集・発行
独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所無形文化遺産部

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
TEL 03-3823-4925